

令和 7 年度  
大津市立葛川中学校  
いじめ防止基本方針

## 令和7年度 大津市立葛川中学校いじめ防止基本方針

### はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、葛川中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、葛川中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

### 目次

1 いじめ問題に関する基本的な考え方 ······
(1) いじめの未然防止
(2) いじめの早期発見
(3) いじめへの対処
2 「いじめ対策委員会」の設置 ······
(1) 役割
(2) 構成員
(3) 関係する校内委員会等との連携
(4) いじめ事案対応フロー図
3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ······
(1) 基本方針、年間計画の見直し
(2) 基本方針、年間計画の公開・説明
4 いじめ防止等に向けた年間計画 ······
5 その他（資料等） ······

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童（生徒）が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童（生徒）が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童（生徒）自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童（生徒）一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

こうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童（生徒）の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことについて、本校では、以下のよう取組を進めます。

### ① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	K Tふれあいの輪の意見交流をもとに学校、地域を活性化し、児童生徒が過ごしやすい学校・地域づくりに取り組む。KCL プロジェクトで生徒が課題を設定し、解決していく力を育てる。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組 目標の設定	毎月の生活目標を設定してポスターを作成し、いじめ防止につなげる。
----	--------------------------------	----------------------------------

## ② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	SCによる心理授業を行い、他者の理解や思いやりを養う。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育を技術科で行う。iPadの使い方等、指導を徹底する。
38	相談することの大切さに関する啓発	SCによる心理授業を行い、他者の理解や思いやりを養う。学期に一度の教育相談の時間を確保する。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	命の大切さについて学ぶ道徳の授業を行う。道徳の公開授業を実施し、その指導案をみんなで検討する。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	生徒会活動、修学旅行、校外学習、小中合同の行事等を生徒の主体性を高める視点を持って実施する。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	iPadを活用し、わかる授業を目指し、生徒の課題や良さを生かした授業を展開する。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	小中合同の行事や授業を行うことによって、異年齢交流を行い、思いやりの心を育てる。

## ③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	年度当初に職員会議で基本方針を確認し、研修を実施する。また、保護者や地域の方が集まる総会や会議において学校の方針を伝える。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	学校だよりや学級通信を活用し、学校行事に協力をお願いする。保護者や地域の行事に教職員も積極的に参加する。

45	いじめ対策に関する校内研修の実施	夏季休暇中にいじめ問題に関わる校内研修を行う。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に 対応する教員への組織的な支援の充実	教職員の連携を密にして、いじめ事案に対応し、生徒指導、子ども支援コーディネーターで集約等を行い、管理職に報告、いじめ対策委員会につなげて迅速、的確に対応する。

#### ④ その他（学校独自の取組）

##### 取組目標

\*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。No. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

##### (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童（生徒）の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童（生徒）の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。

また、児童（生徒）または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童（生徒）または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童（生徒）の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

## ① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	毎学期ごとにアンケート調査を実施する。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	毎学期ごとにSCとの教育相談、担任との教育相談を実施する。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	昼休みに体育館やグランドの見守りを実施する。また、登下校時、全職員で挨拶する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	日常の家庭への連絡や訪問を大切にし、情報交換を行う。

## ② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	毎週水曜日にいじめ対策委員会を行い、情報共有を図る。月一度の職員会議、月一度の小中担任者会でも情報交流を図る。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	問題が発生したらまず、報告を徹底する。記録をしっかりと取り、報告につなげる。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	小中合同いじめ対策委員会での情報共有を図る。

## ③ その他（学校独自の取組）

### 取組目標

#### (3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童（生徒）を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童（生徒）を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童（生徒）の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はそ

の場でその行為を止めます。また、児童（生徒）や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童（生徒）や相談のあった児童（生徒）の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童（生徒）から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童（生徒）の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

## ① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	事案の発生後、速やかにいじめ対策委員会を持ち、生徒への対応、家庭との連携について協議する。 加害者、被害者の担任を中心に全教職員で迅速な対応をする。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	対応の基本をもとに、子どもや事案の内容によって、配慮すべきことに気をつけ、解決に向けて対応する。
56	インターネット上のいじめへの対応	加害の生徒に情報モラルに関する指導を行い、家庭との連携を持ち、対応する。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	担任を中心に、子どもとの人間関係を考慮した聞き取り、またはアンケート調査をする。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	校務パソコンに記録を残し、紙ベース資料については鍵のかかるところに保管する。

59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案を把握した場合は直接保護者に事実確認できることや指導方針等を伝え、保護者の理解と支援を得られるようにする。
----	---------------------	--

## ② その他（学校独自の取組）

### 取組目標

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

### （1）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童（生徒）や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童（生徒）の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童（生徒）等への事実関係の聴取、児童（生徒）に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

### （2）構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

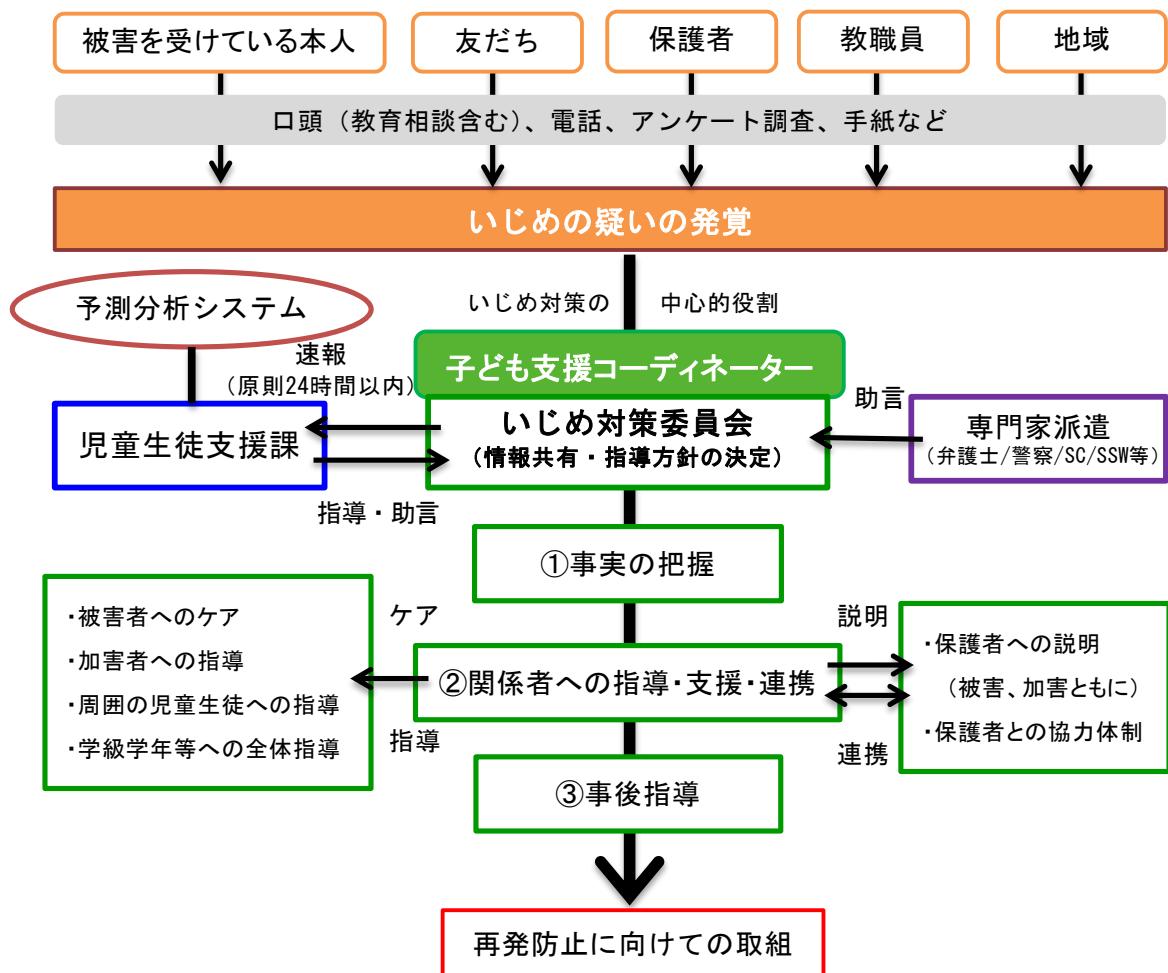
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

### （3）関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

#### (4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、P T A会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画を P D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

#### 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 学校運営協議会 (④) SCとの面談 (①・②・③) 家庭訪問 (②)	
5	P T A総会 (①)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 第1回アンケート調査 (①・②・③) 教育相談 (①・②・③) 学校運営協議会 (④)	・児童会（生徒会）を中心とした取組の実施
7	保護者懇談会 (④) 学校運営協議会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連した研修
9	第2回アンケート調査 (①・②・③) SCとの面談 (①・②・③)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 (①・②・③)	
11	学校運営協議会 (④) 学校保健委員会 (①・④)	
12	保護者懇談会 (④)	
1	第3回アンケート調査 (①・②・③)	
2	教育相談 (②・③) 学校運営協議会 (④)	
3		
年間を通じて	朝・下校のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関するこ…②

いじめの早期対応に関するこ…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関するこ…④

#### 5. その他（資料等）

※ 学校で作成している資料等について掲載してください。